

社会福祉法人新湊福祉会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新湊福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員又は業務執行理事、事業拠点運営管理担当理事（非常勤）については、報酬を支給する。
- (2) 上記（1）に定める以外の役員については、報酬を支給しない。
- (3) 評議員については、報酬を支給しない。

(常勤役員の報酬等の額の決定)

第4条 前条（1）に該当する者に対する報酬の額は、「＜別記1＞に定める額」とする。なお、前条（1）に該当する者に対する報酬月額は、理事会・評議員会にて決定する。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、「＜別記2＞役員(非常勤)及び評議員(非常勤)に対する費用弁償の支給：出張旅費基準表」に基づき、出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員の報酬等は、毎月月末に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年10月1日から施行する。

<別記1> 常勤役員の報酬(理事長)60万円/月

事業拠点の業務執行理事又は運営管理担当理事(非常勤)の報酬12万円/月

<別記2> 役員(非常勤)及び評議員(非常勤)に対する費用弁償の支給:出張旅費基準表

| 種 別 | 市内(1日) | 100km未満 | 100km以上 |
|------|--------|---------|---------|
| 日 当 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| 宿泊費 | 実 費 | 実 費 | 実 費 |
| 鉄道賃 | 普通乗車賃 | 乗車賃・特急 | 乗車賃・特急 |
| 自動車 | 実 費 | 実 費 | 実 費 |
| 船舶賃 | 実 費 | 実 費 | 実 費 |
| 航空運賃 | — | — | 実 費 |